

府中市庁舎建設基本計画市民検討協議会設置要綱

平成25年5月17日

要綱第77号

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市庁舎建設基本計画の策定に当たり、市民の意見を反映させるため、府中市庁舎建設基本計画市民検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、庁舎機能、事業手法その他の府中市庁舎建設基本計画の策定に関する事項のうち、特に市民の意見を反映させる必要がある事項について検討及び協議をし、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員25人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民 17人以内
- (2) 既存の市庁舎の周辺地域の住民、事業者等が構成する団体の構成員 8人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による市長の依頼を受けた日から所掌事務が完了する日までとする。

(協議会の会議)

第5条 協議会の会議は、市長が招集する。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の進行は、政策総務部政策課の職員が行う。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、政策総務部政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年5月17日から施行する。
- 2 この要綱は、第4条に規定する委員の任期が満了する日をもって、その効力を失う。

付 則（平成25年7月31日要綱第93号）

この要綱は、平成25年7月31日から施行する。